

保険法の見直しに関する中間試案の 取りまとめに向けた議論のためのたたき台（５）

（前注） 本資料における資料作成上のルールは、基本的に「[保険法部会資料9](#)」と同じであるが、「」を付した事項については、実質的な規律の内容を本文に掲げ、法文を意識した記載をしていないところもある。

第５ 傷害・疾病保険契約に関する事項

（傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注）

１から４まででは、被保険者が傷害を受けたこと若しくは疾病にかかったこと又は〔これを原因とする人の状態〕に関して被保険者が生存している間に一定額の保険金を支払う場合（例えば、入院給付金、高度障害保険金、特定疾病保険金、後遺障害保険金等を支払う場合）を念頭に置いて記載している。

被保険者が傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因として死亡した場合に一定額の保険金を支払う契約（以下「傷害・疾病の死亡給付に関する契約」という。）については、基本的に本文の規律と同様の規律を設けることを前提としており（その位置付けについては１(1)の（問題点）参照）、本文とは異なる規律を設ける必要がある場合には、それぞれの項目の（注）においてその旨を記載している。

１ 傷害・疾病保険契約の成立

(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

傷害保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者において傷害を受けたこと又は〔これを原因とする人の状態〕に関して一定額の金銭の支払その他の財産上の給付をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者において疾病にかかったこと又は〔これを原因とする人の状態〕に関して一定額の金銭の支払その他の財産上の給付をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

（問題点） 傷害・疾病の死亡給付に関する契約の契約法上の位置付けについては、１から４までのとおり生命保険契約（第４参照）と同様の規律が多いことを踏まえ、生命保険契約として位置付ける考え方と、傷害・疾病を原因とす

る死亡給付であるという点を強調し、傷害・疾病保険契約として位置付ける考え方とがあるが、どうか。

(注1) 本文 では「傷害を受けたこと又は〔これを原因とする人の状態〕」を、本文 では「疾病にかかったこと又は〔これを原因とする人の状態〕」を、それぞれ保険事故(の一内容)とする契約を傷害保険契約又は疾病保険契約として位置付けている(傷害・疾病保険契約における保険事故については、(補足)2, (3)の(問題点)及び3(4)の(注1)参照)。

「これを原因とする人の状態」とは、高度障害状態、要介護状態、就労不能状態、後遺障害状態等を指す(傷害又は疾病を原因として入院をしたり、治療を受けたり、手術を受けたりした場合も含むものとするように、文言については、なお検討することとする。)。

(注2) 本文の「その他の財産上の給付」(いわゆる現物給付)については、第4の1(1)の(注)参照。

(注3) 本文に掲げる保険事故が発生したことによって生じる損害(費用等)をてん補する契約(損害てん補方式の傷害・疾病保険契約)は損害保険契約(第1の1(1)参照)に当たる。この契約に損害保険契約の通則(第1参照)のどの規律が適用されるか、また、その特則が必要かについては、なお検討することとする。

(注4) (問題点)及び(注3)に関連し、被保険者が傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因として死亡した場合に保険金を支払う契約が損害てん補方式の傷害・疾病保険契約として損害保険契約に当たることはあるか。

(補足)1 (問題点)では、傷害・疾病の死亡給付に関する契約の契約法上の位置付けについて問題提起している。

この問題は、傷害・疾病保険契約に関する規律が設けられていない現行商法においてどのように考えられているかという観点ではなく、生命保険契約や傷害・疾病保険契約の意義に関する規律(第4の1(1)及び本文の規律参照)の在り方とも関連した立法論の問題として検討する必要があると考えられる。

このような観点から検討すると、傷害・疾病の死亡給付に関する契約の契約法上の位置付けは、個々の規律が定まった後にこれをどのように整理するのが適切かという問題と整理することができる。

2 1(2)から4(6)までを見ると、現在検討の対象としている項目のうち、傷害・疾病保険契約や傷害・疾病の死亡給付に関する契約の規律が死亡保険契約の規律と実質的に異なるのは、保険者の免責の規律のみであり、これ以外の項目では、死亡保険契約の規律と同じである。これを前提とすると、傷害・疾病の死亡給付に関する契約を死亡保険契約と異なるものとして位置付ける必要性は乏しいようにも考えられる。

ただ、傷害・疾病保険契約における保険事故の内容と傷害・疾病の死亡給付に関する契約における保険事故の内容とを比較してみる必要があるよう

にも思われ、以下改めて検討することとする。

そもそも保険事故とは、保険者の保険金支払責任を具体的に発生させる事故であり、傷害・疾病の死亡給付に関する契約について考えると、理論的には、傷害・疾病が保険期間中に生ずれば足り、被保険者が死亡するのが保険期間中かどうかは問わないとする契約と、傷害・疾病だけでなく、これによる被保険者の死亡までもが保険期間中に発生する必要があるとする契約とが考えられる（保険会社の契約のうち損害保険会社のものはのタイプ（ただし、保険事故発生の日から一定期間（例えば180日）内に死亡することが必要とされている。）で、生命保険会社のものはのタイプであるといわれている。以上のことは、傷害・疾病保険契約（被保険者の生存中に保険給付がされるもの）にも同じく妥当することが多いようである。）。

このうち「死亡」が保険事故であるから、生命保険契約の意義（第4の1(1)では、被保険者の死亡を保険事故とすることとしている。）にも当たり得るのに対し、「死亡」が保険金支払事由ではあっても、保険事故ではなく、これは形式的には生命保険契約の意義には当たらないようにも考えられるが、契約法の観点から見た場合、両者を別の契約類型として位置付けるのは分かりにくく、その実態にもそぐわないとも考えられる。

また、傷害・疾病の死亡給付に関する契約は、上記のタイプのものを含め、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われるという点で死亡保険契約そのものと実態は同じであり、これを死亡保険契約とは異なる契約類型と整理することも分かりにくいようにも考えられる。

傷害・疾病の死亡給付に関する契約の位置付けについては、以上の点を踏まえて検討する必要がある（併せて法制的な観点からの検討も必要である。）。

3 （注4）では、被保険者が傷害又は疾病を原因として死亡した場合に保険金を支払う契約が損害保険契約に当たることはあるかについて、問題提起している。

この点については、学説上、自動車保険契約の人身傷害条項や無保険車傷害条項については、損害てん補方式の傷害保険契約であり、契約法上、その有効性について異論はないといわれている。

他方で、伝統的には、生命保険契約について定額保険の方式が採られているのは、人の生死により特定人に生ずる損害を評価することが不可能又は困難であるから等といわれてきたようである。

以上の点を踏まえ、（注4）について検討する必要があるが、保険法においてこの点を規定上明確にすることは考えにくく、あくまで契約法上どのように整理するかという問題にとどまり、最終的には解釈論の問題となるようにも考えられる。

(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約
第4の1(2)参照。

(3) 危険に関する重要な事項についての事実の告知 【各契約共通事項】
第1の1(3)及び第4の1(3)参照。

(問題点) いわゆる契約成立(責任開始)前発病不担保条項について、契約法上の規律を設ける必要はあるか。

これに関連して、疾病保険契約における保険事故の内容について、どのように考えるか。また、契約成立(責任開始)前発病不担保条項と告知義務制度との関係について、どのように考えるか。

(補足) 1 (問題点)では、契約成立(責任開始)前発病不担保条項に関する契約法上の規律の必要性について問題提起している。

この条項については、第7回会議において、実務上のトラブルの実例が紹介されるとともに、告知義務制度との関係について整理する必要がある旨の指摘がされた一方で、保険者の説明不足等を理由に保険者に対する損害賠償の問題となることはあっても、契約法上何らかの規律を設けることについては否定的な指摘もされたところである。そこで、以上の点について改めて問題提起するものである。

2 契約成立(責任開始)前発病不担保条項について検討するに当たっては、疾病保険契約における保険事故の内容について検討する必要があると考えられることから、(問題点)でこの点について問題提起している。

すなわち、保険事故とは、保険者の保険金支払責任を具体的に発生させる事故であり、損害保険契約(火災保険契約等)や生命保険契約(死亡保険契約、生存保険契約)においては、保険期間中に保険事故(火災等、死亡、生存)が発生すれば保険金が支払われる(ただし、保険者の免責事由があるときは、この限りでない。また、損害保険契約の場合には保険事故による損害の発生が要件となる。)こととの対比から、疾病保険契約における保険事故が何かということが問題となる。

そこで検討すると、疾病保険契約については、「疾病」という概念自体が時間的な幅のある概念であることから、その疾病がいつから生じたのかということの問題にする実益があるようにも考えられる。そのため、「疾病」が保険期間中に存在したことだけではなく、その疾病が保険期間中に発生したのかということの問題とする余地があり、契約成立(責任開始)前発病不担保条項は、例えば、保険事故の内容として保険期間中に疾病が発生したことまで必要としたものとして整理することができるのではないとも考えられる。このように、保険期間中の発病を要件とすることで、保険事故の発生率を維持するとともに、病気の存在を知って保険契約を締結することを防止

することにもつながるように考えられる（契約成立（責任開始）前の発病を保険者の免責事由としている場合は、その証明責任は保険者にあることになるが、保険者による担保範囲を限定することによって、同様の機能を果たすことになる。）。

もしこれが疾病保険契約に典型的に妥当する一般的な特質であるとすれば、契約法上の各規律をこれを前提として検討する必要があることになるが、そもそも疾病保険契約に妥当する一般的な特質といえるのか、仮にいえるとしても保険事故又は担保範囲について基本法である保険法において規律することの当否について検討する必要がある。

- 3 また、（問題点）では、契約成立（責任開始）前発病不担保条項と告知義務制度との関係についても問題提起している。

この点については第一読会において指摘されたところであるが、例えば、次の事案を前提とすれば、次のように考えられるが、どうか。

事案 一つの保険契約で被保険者が死亡した場合と被保険者が疾病によって入院した場合に保険金が支払われることになっている（疾病の部分について約款等で契約成立（責任開始）前発病不担保条項が設けられているものとする）。被保険者は、保険者に対して、持病（病気A）にかかっていることを正確に告知した（これ以外に告知義務違反はないものとする。）。

被保険者は正確に告知をしているから、告知義務違反を理由として契約の解除がされることはない（このことから明らかのように、告知義務と契約成立（責任開始）前発病不担保条項とは適用場面を異にする別個の制度であるということが出来る。）。

被保険者が疾病が原因で入院した場合において、その疾病が契約成立（責任開始）後にかかった病気であるときは、保険金が支払われる。

これに対し、その疾病が病気Aであるときは、保険金は支払われない。

この場合に、仮に保険者が契約成立（責任開始）前の発病について善意無過失であったことが要件とされていたとすると、上記事案では、明示的に病気Aについて不担保の合意（条件設定）をしない限り、保険者は、正確に告知された病気Aによる入院について保険金を支払わなければならないことになるが、そのような規律とすることの当否については議論の余地がある。

被保険者が疾病が原因で入院した場合において、被保険者は知らなかったが契約成立（責任開始）時に被保険者がかかっていた疾病が原因であるときは、保険金は支払われない（ただし、第7回会議において説明されたように、実務上は一定の場合には保険金を支払うこともあるようである。）。

結局、保険者は、病気A等の契約成立（責任開始）時に発病していた疾病以外の疾病による入院を担保していることになり、これは保険事故又は担保範囲そのものの問題とすることができるから、このような問題について保険法において規律を設けることは相当ではないようにも考えられる。

被保険者が死亡した場合において、契約において単なる死亡が保険事故とされており、契約成立（責任開始）前の疾病による死亡が保険者の免責事由ともされていないときは、病気Aが原因で死亡したかどうかを問わず、死亡保険金が支払われる。

これに対し、契約において契約成立（責任開始）後の疾病を原因とする死亡が保険事故とされ、又は契約成立（責任開始）前の疾病を原因とする死亡が保険者の免責事由とされていたときは、死亡保険金が支払われないことになる（これについて、保険者が知ってから1か月又は契約成立（責任開始）から5年という期間制限はないが、約款で一定の場合には一定の不可争期間を設けている場合もある。もっとも、これを画一的に規律として導入することには、契約成立（責任開始）前発病不担保条項の制度趣旨に照らすと、議論の余地があるように考えられる。）。結局、この場合には、保険者は、病気A等の契約成立（責任開始）時に発病していた疾病以外の原因による死亡を担保していることになり、これは保険事故又は担保範囲そのものの問題とすることができるから、このような問題について保険法において規律を設けることは相当ではないようにも考えられる。

(4) 保険金受取人の指定

保険金受取人は、保険契約の締結時に、保険契約者が保険者に対する意思表示によって指定するものとする。

保険契約者の指定がされなかったときは、〔保険契約者〕〔被保険者〕を保険金受取人に指定したものとみなすものとする。

第三者が保険金受取人であるときは、その第三者は、当然に傷害・疾病保険契約の利益を享受するものとする。

(注1) 本文の規律の強行規定性（強行規定か任意規定か）については、第4の1(4)の(注2)参照（同所では本文の規律について強行規定として整理をしているが、約款等で保険金受取人を一定の者とする（これを前提にして契約を締結することによって保険金受取人が指定されることになる。）も許容する趣旨であり、この点を強行規定性との関係で整理する必要がある。）。

(注2) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、第4の1(4)の本文と同様

の規律とするものとする。

(補足) 本文 は、傷害・疾病保険契約において保険契約者が保険金受取人を指定していなかった場合に、〔保険契約者〕〔被保険者〕を保険金受取人とするための規律である(例えば、保険契約者が契約申込書に保険金受取人の氏名又は名称等を記載した場合や、約款等において保険金受取人を一定の者としている場合等には、その指定によって保険金受取人が定まることになるから、本文 の規律は適用されない。) 確かに、本文 は被保険者が生存中に支払われる保険金に関する規律であるから、被保険者を保険金受取人とするのが素直なようにも考えられるが、この点については、保険契約者が保険金受取人を指定しなかったときの規律として、法律上当然に、自己以外の者を保険金受取人とする(第三者のためにする契約であるとする)ことの当否という観点から、なお検討することとする。

(5) 傷害・疾病保険契約の成立前から保険者が責任を負う旨の定め(いわゆる遡及保険) 【各契約共通事項】

第4の1(5)参照。

(6) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第4の1(6)参照。

2 傷害・疾病保険契約の効力・変動

(1) 保険証書の交付・記載事項 【各契約共通事項】

第4の2(1)参照。

(2) 保険料請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

第4の2(2)参照。

(3) 保険金請求権の処分

第4の2(3)参照。

(4) 保険金受取人の変更

第4の2(4)参照。

(補足) 保険法部会資料8の第6の3の本文 及び では、保険契約で定めたときに限り、保険契約者は保険金受取人を変更することができるものとする考え方や、

保険金受取人が死亡した場合には被保険者を保険金受取人とするものとする考え方の当否について御審議いただいたが、本文の記載は、そこでの御議論を踏まえ、傷害・疾病の死亡給付に関する契約だけでなく、傷害・疾病保険契約についても、死亡保険契約と同様の規律とするものとするを前提としている。

(5) 危険の増加 【各契約共通事項】

第4の2(5)参照。

(6) 危険の減少 【各契約共通事項】

第4の2(6)参照。

(7) 保険契約の解除によって保険金受取人等が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐための方策

第4の2(7)参照。

(補足) どの範囲の傷害・疾病保険契約について第4の2(7)の方策を認める必要があるかについては、規律の性質(強行規定性)とも関連して、なお検討することとする。

(傷害・疾病保険契約の効力・変動関係後注)

保険料の支払時期及び支払場所については、第4の2の(生命保険契約の効力・変動関係後注)参照。 【各契約共通事項】

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生のお知らせ義務 【各契約共通事項】

第4の3(1)参照。

(2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第4の3(2)参照。

(3) 保険金請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

第4の3(3)参照。

(4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

- (ア) 被保険者の故意又は重大な過失によって〔保険事故〕が発生したとき。
- (イ) 保険金受取人の故意又は重大な過失によって〔保険事故〕が発生したとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合においては、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。
- (ウ) 保険契約者の故意又は重大な過失によって〔保険事故〕が発生したとき。
- (I) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって〔保険事故〕が発生したとき。

(注1) 本文(ア)、(イ)及び(ウ)について、傷害・疾病の死亡給付に関する契約では、故意又は重大な過失によって被保険者が死亡したことが免責事由になると考えられるが、その規定振りについては、傷害・疾病保険契約における保険事故は何か(1(1)の(注1)及び(補足)2並びに1(3)の(問題点)参照)とも関連して、なお検討することとする。

(注2) 本文(イ)の「保険金受取人」に保険金請求権の譲受人、質権者等が含まれるかどうかについては第4の3(4)の(注3)、本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については第4の3(4)の(注5)各参照。

(補足)1 本文(ア)では、被保険者の故意によって保険事故が発生したことを法定の免責事由として掲げることを提案している。

傷害保険契約に関しては、保険者が被保険者の故意によって保険事故が発生したことの証明責任を負うものとする考え方と、保険金請求権者が被保険者の故意によらずに保険事故が発生したことの証明責任を負うものとする考え方があるが、傷害保険契約の意義(1(1)参照)において、被保険者の故意によらずに保険事故が発生したことを保険金の支払事由とはせず、被保険者の故意によって保険事故が発生したことを免責事由として位置付けた場合には、保険法上は、保険者が被保険者の故意によって保険事故が発生したことの証明責任を負うことになると考えられる。

2 本文(ア)、(イ)及び(ウ)では、被保険者、保険金受取人又は保険契約者の重大な過失によって保険事故が発生したことを法定の免責事由として掲げることを提案している。

第7回会議では、「重大な過失」の意義が広く解釈されると保険契約者側の期待が害されるとして、これを免責事由とすべきでないとの意見もあったが、一般に、損害保険契約に関する現行商法第641条が「重大ナル過失」を免責事由としている趣旨は、保険契約当事者間の信義則に違反することにある等といわれており、傷害・疾病保険契約についても同様の趣旨が妥当すると考えられることから、本文(ア)、(イ)及び(ウ)では、これを法定の免責事由として掲げているものである。

なお、本文(ア)、(イ)及び(ウ)のように免責事由の規律において「重大な過

失」という主観的要件を定めることとした場合には、その意義は、現行商法第641条の「重大ナル過失」と同義と解されることになるとも考えられるが、同条の「重大ナル過失」の意義については、第1の3(8)の(補足)参照。

- 3 (注1)では、傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、被保険者、保険金受取人又は保険契約者の故意又は重大な過失によって被保険者が死亡したことが免責事由になるものとしている。

1(1)の(補足)2に記載のとおり、傷害・疾病の死亡給付に関する契約には、「死亡」を保険事故とするものと、「死亡」は保険金支払事由であっても保険事故ではないものがあるが、いずれの契約についても、免責事由に該当するためには、死亡の原因となる「傷害・疾病」についての故意又は重大な過失だけでは足りず、「死亡」についての故意又は重大な過失が必要となるものと考えられる。

なお、この点に関し、最判平成5.3.30民集47・4・3262は、責任保険契約の事案ではあるが、傷害と死亡とでは通常その被害の重大性において質的な違いがあること等を理由に、傷害の故意に基づく行為により予期しなかった死の結果を生じた場合については、約款の免責条項における「故意によって生じた損害」には該当しない旨の判示をしている。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

保険金請求権等の傷害・疾病保険契約に基づく権利について、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規定を設けるかどうか、保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規定を設けるかどうかについては、第4の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)参照。 【各契約共通事項】

4 傷害・疾病保険契約の終了

(傷害・疾病保険契約の終了関係前注)

傷害・疾病保険契約が終了する場合については、第4の4の(生命保険契約の終了関係前注)参照。

(1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第4の4(1)参照。

(2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

第4の4(2)参照。

(3) 保険者の破産による解除・契約失効 【各契約共通事項】
第4の4(3)参照。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】
第4の4(4)参照。

(5) 保険契約が終了した場合の保険者による保険料積立金等の支払
第4の4(5)参照。

(6) 保険料の返還請求権の消滅時効 【各契約共通事項】
第4の4(6)参照。

第6 保険法の適用範囲（「保険」の意義）

保険法にいう「保険」の意義（第1から第5までの規律を適用すべき「保険」の実質的な範囲）については、例えば、次のように考えることで、どうか。

保険、共済その他名称のいかんを問わず、発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故が発生する危険に備えるために、多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し、事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他の財産上の給付をすることを内容とする私人間の仕組み

（問題点） 保険契約に関する総則的・一般的な規律として、保険契約の関係当事者は、保険契約の締結から終了に至るまで、保険契約の趣旨にのっとり、信義に従って誠実に行動し、当事者間の衡平を図るために必要があるときは、互いに協力するよう努める旨を定めることが考えられるが、どうか。

（補足）1 本文では、保険法の「保険」の意義について問題提起している。

現行商法上「保険」の定義規定は設けられていない（商法第502条第9号でも何らの定義をすることなく「保険」という文言が使われている。）が、これについて検討することは、保険法の適用範囲を考えるに当たって必要であり、また、いわゆる共済を保険法の適用対象とすること（[保険法部会資料2](#)の第1の（後注）(2)参照）からすれば、どの「共済」が保険法の適用対象となるのかを明確にするためにも、必要であると考えられる（もっとも、保険法において「保険」の定義規定を設けるかどうかについては、別途検討する必要がある。）

ただし、これはあくまでも第1から第5までの規律（告知義務の規律、保険金受取人の指定・変更の規律、危険の増加の規律、損害額の算定の規律等）を適用すべき「保険」の実質的な範囲を画するための議論であり、本文の契約法上の保険の意義と保険業法等の監督法上の保険の意義とは、その法律の目的を異にする以上、必ずしも一致しなければならないものではない点に留意する必

要がある（保険法は民法と同じく典型契約を規定した契約法であり，ここにいう「保険」に直接当たらないとしても，その規律が類推適用されたり，解釈に当たっての指針となったりすることも考えられるのに対し，監督法は免許制や兼業規制といった規制を目的とするものであり，その適用範囲もその目的に即して定められるべきものであろうし，行政処分や刑罰の根拠となり得るものであるという点で，その性質を異にする。）

- 2 本文のうち，まず，「発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故」とは商法第629条の「偶然ナル一定ノ事故」と同義であり，この「偶然」性は生命保険契約や傷害・疾病保険契約にも必要とされる保険の本質的要素といわれていることから，これを本文で記載したものである。

また，保険はリスクに備えて，リスクを移転・分散させるための制度であることから，「発生する危険に備えるために」と記載することによって，そのニュアンスを出そうとしている（これによって，専ら利得を目的としている賭博と保険とを区別することを意図している。）

さらに，保険は大数の法則によってリスクを平均化し，保険契約者がそのリスクに応じた保険料を拠出し合うことによって，リスクを分散させるための制度であるといわれていることから，「多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し」と記載している（「危険に応じて」とは，どの程度の厳密性を要求するかについては検討の余地があるが，一つの考え方としては，告知を求めることや，被保険者の対象を何らかの形で限定すること等によって，この要件を満たすと考えることもあり得ると思われる。また，一定の事由が生じたときに見舞金程度の給付をする制度については，この要件を満たさないというように考えることもできるとも考えられる。）この点については，衛星保険やモデルの脚の保険のように必ずしも多数のリスクを対象としているとはいえないようなものがあることを踏まえると，「多数の」という文言は適切ではないとの指摘も考えられるが，基本法である保険法では大数の法則を基本的な要素として考えることが分かりやすく，それで足りるとも考えられることから，本文では「多数の」という文言を記載している。

そして，保険契約は保険事故が発生した場合にそれによる損害をてん補することを約し（損害保険契約。損害てん補の方法にはいわゆる現物給付も含まれることについて，第1の1(1)の(注1)参照。），又は契約で定められた額の金銭を支払い，又は一定の給付をすることを約する（生命保険契約及び傷害・疾病保険契約）ものであるから，「事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他の財産上の給付をする」と記載している。

本文では，保険の基本的要素（骨格）を取りあえず提案しているが，民法上の保証や製品の販売業者による商品保証等のような保険類似の契約等と保険契約とを区別することができるかという視点で検討する必要があるし，近時の

保険と類似の代替的なリスク移転の制度があること等を視野に入れると、更に保険の意義を明確化する必要があるとも考えられ、基本法である保険法の、しかも典型契約の意義であることを踏まえつつも、その内容について、なお検討する必要があると考えられる。

なお、本文の「私人間の」という文言は、保険法が適用されるのはいわゆる私保険であって、いわゆる公保険は含まれないことを意図したものであるが、各法律との関係や明示的に規定する必要性等についてなお検討する必要がある。

- 3 (問題点)は、保険契約が関係当事者(保険者、保険契約者、被保険者、保険金受取人等)間の衡平や相互の信頼関係を基礎とする法律関係であることにかんがみ、関係当事者は信義則に基づいて行動し、必要に応じて互いに協力するよう努める旨の総則的・一般的な規律を設けることの当否について問題提起するものである。

保険契約に関しては、いわゆる告知義務のように、保険者が危険選択をするために必要な情報が構造的に保険契約者側に偏在しているため、保険契約者側からの情報提供を前提とした制度があるほか、故意の事故招致による免責のように、少額の保険料で高額の保険給付を受けることができるという保険の特質から、モラル・ハザードを防止するための制度も設けられている。

また、保険契約者と被保険者又は保険金受取人が異なる場合には、危険に関する情報は保険契約者よりも被保険者が有していることや、保険事故は被保険者の支配領域内で発生することが多いこと、損害保険契約においては被保険者、生命保険契約又は傷害・疾病保険契約においては保険金受取人が保険の利益の直接的享受者であること等から、直接の契約当事者でない被保険者や保険金受取人等に対しても一定の契約上の規律が及ぶものとされている(告知義務、損害発生時の通知義務、損害防止義務、被保険者死亡の通知義務、故意の事故招致による免責等)という特徴もある。

さらに、告知義務違反について保険者に悪意又は過失があった場合の規律のように、保険者側についても、当事者の衡平の観点から、一定の場合に権利行使が制約されることがあるほか、現在では、保険契約の多くが消費者を保険契約者とする消費者契約として位置付けられ、このような契約については、保険の仕組みや保険数理等に関する情報量の点で、保険者と保険契約者との間に格差があり、また、約款を用いた付合契約としての性質上、保険契約の内容・条件について保険契約者側で交渉をする余地が乏しいという特徴もある。

このような保険契約の特殊性から、すべての関係当事者には、保険契約におけるあらゆる場面において、信義に従い誠実に行動することが求められ、当事者間の衡平を図る必要があるときは、信義則に基づいて相互に協力することが求められることがあると考えられる。例えば、不法な目的で保険契約を締結し

ないことや、契約締結に当たって必要な情報を提供すること、保険事故発生後に必要な協力をする事、保険契約の終了後に権利関係の清算をすること等がこれに含まれるものと考えられる。

そこで、(問題点)では、保険契約における関係当事者間の信義則を具体化するための何らかの規律を設けることの当否を問うものであり、このような規律を設けた場合には、これから直ちに保険契約の無効や解除権の発生等の効果を生じるものではなく、この規律を具体化した個々の規律や民法の一般法理(権利濫用や公序良俗違反等)を介して、その効果が導かれるものと考えられる。その意味では、この規律は、保険契約に関する他の規律を解釈する際の指針となるものとして位置付けられると考えられる。

なお、民事基本法である保険法にこのような一般的・総則的な規律を設けることの当否については、法制上の観点からの検討も必要であるが、この点については、規律の必要性やその位置付け等を踏まえて、更に検討することとする。